

北海道公安委員会告示第132号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した者から代表者変更の届出があったので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第2項の規定により告示する。

令和8年8月24日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

1 事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称 桑園自動車学校

(2) 事務所の所在地 札幌市中央区北8条西14丁目28番地

2 変更に係る事項

代表者の氏名

（変更前） 田畑 正信

（変更後） 宮越 宏幸

3 変更年月日

令和8年6月18日